平成２５年（フ）第３９５号
川崎市麻生区高石２丁目45番13号　フラワーガーデン205
債務者　大西　正太
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４８３号
横浜市金沢区大道１丁目81番９号　大谷ハイツ202
債務者　高橋　瑞紀
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５７３号
横浜市金沢区釜利谷東７丁目14番43号　夏目荘
債務者　中山　　誠
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０３号
東京都八王子市別所２丁目16番地３―102
債務者　緒形　隆啓
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６０４号
東京都八王子市別所２丁目16番地３―102
債務者　緒形　慶子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３７９号
横浜市神奈川区西大口83番地
債務者　三澤幸一郎
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６０号
川崎市麻生区向原２丁目26番７―614号
債務者　塚田　信子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４３５号
静岡市葵区松富２丁目10番25号　ワールドフレグランス青山Ｂ―201号
債務者　百澤　裕子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５７４号
横浜市金沢区富岡東６丁目14番３号
債務者　塩谷　博人
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１７号
長崎県佐世保市大塔町645番地２
債務者　富永　浩稔
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
沖縄県中頭郡北中城村字仲順218番地５
債務者　國吉　栄作
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第３６５７号
大阪府東大阪市新池島町１丁目６番５号　ルミナス東花園102号
債務者　橋口　健一
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７５０号
大阪府吹田市江坂町１丁目12番20―205号
債務者　佐藤　　勲
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９１１号
大阪府交野市星田７丁目８番７号、住民票上の住所大阪府交野市梅が枝40番210号
債務者　寺田　雅也
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９４３号
大阪府守口市日吉町１丁目２番９―507号
債務者　佐々木光一
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部